

## 別表第2（第4条関係）

### 1 土木一式工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	800点以上
B	650点以上 800点未満
C	650点未満

備考 総合評定値又は総合点数が800点以上であっても特定建設業の許可を受けていない者にあつては、等級Bに格付するものとする。

### 2 建築一式工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	800点以上
B	600点以上 800点未満
C	600点未満

備考 総合評定値又は総合点数が800点以上であっても特定建設業の許可を受けていない者にあつては、等級Bに格付するものとする。

### 3 舗装工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	700点以上
B	700点未満

### 4 電気工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	850点以上
B	850点未満

### 5 管工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	750点以上
B	750点未満

### 6 水道施設工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	650点以上
B	650点未満